

金沢市で「医療機関における電波の利用環境・安全性に関する説明会」を開催 ～ 医療機関、医療機器製造・販売業者など50名が参加 ～

総務省北陸総合通信局（局長 濱島 秀夫）は、平成30年2月17日（土）、金沢市の金沢商工会議所会館において、「医療機関における電波の利用環境・安全性に関する説明会」を開催し、医師、看護師、臨床工学技士、医療機器製造・販売事業者など約50名が参加しました。（後援：厚生労働省東海北陸厚生局、金沢市、石川県医師会、金沢市医師会、石川県臨床工学技士会、北陸情報通信協議会）



【講演する松澤部長】

はじめに、北陸総合通信局の松澤一砂無線通信部長が「電波の安全性に関する総務省の取組」と題して、(1)医療機関で先進的に電波を利用している事例があること、(2)5G*1 やLPWA*2 と呼ばれるIoTを支える新技術を活用することにより医療サービス向上の可能性があること、(3)電波の人体に対する安全性を定めた「電波防護指針」は国際的なガイドラインに準拠し、一般の住居環境では十分に余裕を持った安全率が規定されていること、(4)北陸3県では「北陸メディカル電波利用連絡会」を昨年9月に立ち上げ、医療機関の安全な電波利用の周知啓発と、連絡会での検討を踏まえ北陸総合通信局が具体的な知識取得を旨とするワークショップ（WS：体験型学習会）をこの説明会終了後に開催すると紹介しました。

※1 第5世代移动通信システム

※2 Low Power Wide Area（低通信速度、低消費電力で長い通信距離が可能な通信技術）



【説明会の様子：金沢商工会議所会館】

次に、滋慶医療科学大学院大学医療管理学研究科の加納隆教授が「医療機関において安心・安全に電波を利用するために」と題して、(1)病室、診療室、手術室などエリアごとに携帯電話（通話やメール）の使用ルールを設定する必要があること、(2)携帯電話の院内中継局設置などにより携帯端末の電波出力を低減させることが有効であること、(3)医用テレメータは、無線チャンネル管理者がいなかった場合はその設定ミスによる混信が発生すること、(4)LED照明器具や監視カメラなど電波を利用していない機器からの電波ノイズにより、医用テレメータに受信障害が発生すること、(5)管理外の無線LANを使用することにより、電子カルテ用の無線LANが途切れる・遅れる等の障害が発生することなどの事例が紹介され、医療機関内の電波環境調査や電波管理が必要であることを説明しました。



【講演する加納教授】

<ワークショップの概要>

説明会終了後には、佐賀大学大学院工学系研究科の花田英輔教授を講師に迎え、参加申込された方を対象にWSを開催しました。

WSでは、医用テレメータの障害要因として、近年の病院建築素材の変化による電波遮蔽、LED照明器具、無線LANのアクセスポイント、天井裏等の電気パイプシャフトなどからの電波ノイズがあげられるとの説明がありました。

対応策としてはアンテナの配置やチャンネル設定のほか、(1)医療機関、(2)製造販売業者、(3)他機関関係の連携が求められると説明がありました。

WSでは、参加者による意見交換を行い、現場の障害要因とその改善対策に理解を深めました。



【講義する花田教授】

<お問い合わせ先>

無線通信部監視調査課

電話：076-233-4441